

松本市公告第202号

(仮称)松本市第1学校給食センター整備事業設計業者選定に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和6年8月9日

松本市長 臥雲 義尚



1 業務概要

(1) 委託業務名称

(仮称)松本市第1学校給食センター整備事業設計業務委託

(2) 業務内容

基本設計及び実施設計に関する業務

(3) 提案の要求水準

松本市学校給食センター再整備基本計画及び要求水準書のとおり

2 契約の概要

業務期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
(1) 公告	令和6年8月9日(金)
(2) 参加資格に関する質問書の提出期間	令和6年8月13日(火)～8月23日(金)
(3) 参加資格に関する質疑回答期限	令和6年8月29日(木)
(4) 参加申込書の提出期間	令和6年8月13日(火)～9月3日(火)
(5) 参加者の資格審査及び結果通知期限	令和6年9月6日(金)
(6) 技術提案書に関する質問書の提出期間	令和6年9月9日(月)～9月12日(木)
(7) 技術提案書に関する質疑回答期限	令和6年9月30日(月)
(8) 技術提案書の提出期間	令和6年10月1日(火)～10月22日(火)
(9) 厨房機器選定委員会(厨房機器説明)	令和6年10月31日(木)
(10) プレゼンテーション、審査委員会	令和6年11月11日(月)
(11) 優先交渉権者の決定	令和6年11月18日(月)
(12) 結果の通知	令和6年11月20日(水)
(13) 契約締結	令和6年11月下旬(予定)
(14) 事業の開始	令和6年12月上旬(予定)

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、建築設計事務所により構成される設計共同企業体(以下「共同企業体」という。)で、参加申込書(様式2)を提出し、参加資格が市によって確認された者とする。

(1) 共同企業体の構成

ア 共同企業体の取扱いについては、「松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要

綱」による。

イ 共同企業体の構成員は、代表企業（以下「代表者」という。）と市内建築設計事務所（以下「市内事務所」という。）の各1者とする。

ウ 共同企業体の出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は30%以上とする。

エ 代表者は、構成員のうち最大の業務履行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

オ 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、互いに調整を密に行うこと。

(2) 構成員等の参加要件

構成員は参加の希望を表明する書類（以下「参加申込書等」という）の提出期限の日から契約締結の時までに、下記の要件を満たすものとする。

ア 【すべての構成員】に共通して必要な要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(イ) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(ウ) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

(エ) 松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年3月10日訓令甲第1号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(オ) 単体企業であること。

(カ) 本事業の業者選定に係るプロポーザルへの参加に当たり、同時に2以上の共同企業体に参加していないこと。

(キ) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年2月6日告示第11号）第8条に基づく建設コンサルタント入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録がある者であること。

(ク) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されていること。

5 質疑及び回答

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施に関する質問（参加資格及び技術提案書）については、質問書（様式1又は様式7）を電子メールに添付し事務局宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 受付期間

参加資格に関する質疑	令和6年8月13日（火）から 令和6年8月23日（金）午後5時まで
技術提案書に関する質疑	令和6年9月9日（月）から 令和6年9月12日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

松本市ホームページへ掲載する。

(4) 回答期限

参加資格に関する質疑回答 令和6年8月29日(木)

技術提案書に関する質疑回答 令和6年9月30日(月)

(5) その他

ア 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は、受け付けない。

イ 技術提案書に関する質問は、代表者からのみ受け付ける。

ウ 電子メールの件名は、「プロポーザル参加資格に関する質問」又は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。

エ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和6年8月13日(火)から令和6年9月3日(火)まで(土・日曜日、祝日(以下「休日等」という。)を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

松本市教育委員会学校給食課東部学校給食センター

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、事務局への送達証明できる書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したものを有効とする。

(4) 提出書類・部数

ア 参加申込書(様式2) 1部(共同企業体として)

イ 設計業務実績調書(様式3) 1部(代表者)

ウ 配置予定管理技術者調書(様式4) 1部(代表者)

エ 設計共同企業体協定書関係書類(様式5) 各1部(共同企業体として)

オ 業務提携合意書(様式6) 提携厨房機器業者数分(共同企業体・厨房機器業者)

(5) その他

ア 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは、一切受け付けない。

イ 共同企業体として提出を行うこと。

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

7 参加資格の審査及び結果通知

参加申込書を提出した者には、資格要件の全てを満たしているか否かを審査し、令和6年9月6日(金)までに参加申込書(様式2)に記載されたメールアドレス宛てに審査結果を電子メールで回答するとともに、要件等を全て満たしている者には、技術提案書の作成に必要な整理番号を交付する。

8 技術提案書の提出

技術提案書は、(4) 提出書類アからケにより構成するものとする。

(1) 提出期間

令和6年10月1日(火)から令和6年10月22日(火)まで(休日等を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先

松本市教育委員会学校給食課東部学校給食センター

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。ただし、郵送の場合においては、事務局への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間最終日の午後5時までに事務局に到達したものを有効とする。

(4) 提出書類

提出書類名	様式	枚数
ア 提案書表紙	様式8-1 A3横	1枚
イ 業務実績等（設計業者）	様式8-2 A4縦	1枚
ウ 技術提案書	様式8-3 A3横	12枚以内
エ 概算施設整備費見積書	様式8-4 A4縦	1枚
オ 厨房機器等見積書	様式8-5 A4縦	1枚
カ 技術提案書補足説明資料表紙	様式9 A3横	1枚
キ 技術提案書補足説明資料	任意様式 A3横	3枚以内
ク 本業務（設計業務）に係る見積書	任意様式 A4縦	1枚
ケ 厨房機器詳細提案書表紙	様式10 A3横	1枚
コ 厨房機器詳細提案書	様式11 A3横	12枚以内

(5) 提出部数

書類名	提出部数	内容
ア 正本	1部	(4) ア～ケ
イ 副本	30部	(4) ウ、キ、ケ
ウ 電子データ	1部	(4) イ、エ、オ、ク（word）、ウ、キ、コ（PDF） ※提出用電子媒体はCD-Rとする。

※ 正本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。

※ 副本は、1部毎に左肩1箇所をホチキスで留めること。

※ 技術提案書は、用紙サイズにかかわらず折らずに提出すること。

(6) その他

ア (4)提出書類に記載する書類以外の書類及び図面等は受理しない。

イ 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

ウ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

エ 技術提案書作成要領に従って作成すること。

9 提案内容の審査及び結果通知

(1) 審査委員会について

ア 技術提案書及びプレゼンテーションを基に「（仮称）松本市第1学校給食センター整備事業設計業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

イ プレゼンテーション資料は「9-(4)提出書類」のウ及びキのみとし、追加資料の使用は認めない。

ウ プレゼンテーション

(ア) 実施日

令和6年11月11日(月)

(詳細な時間、方法等については、事前に代表者宛に通知する。)

(イ) 実施場所

松本市大手三丁目2番21号 松本市立博物館 1階 講堂

(ウ) 出席者

出席者は配置予定の管理技術者を含め5名以内(機器操作者を除く)とする。

(エ) プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

(2) 選定委員会について

ア 学校給食課職員で構成する「厨房機器選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を開催する。

イ 選定委員会では献立及び提供食数等に対応した厨房機器の提案となっているか、共同事業体ごとでの審査を行い評価する。選定委員会は選定内容及び評価結果を審査委員会に報告するものとする。

ウ 共同企業体は「厨房機器詳細提案書」を事前に提出し、内容について説明をする。

エ 厨房機器説明

(ア) 実施日

令和6年10月31日(木)

(詳細な時間、方法等については、事前に代表者宛に通知する。)

(イ) 実施場所

松本市野溝西3-6-1 松本市西部学校給食センター 2階 会議室

(ウ) 出席者

出席者は5名以内とする。

(3) 評価項目一覧

項目		評価事項	配点
厨房機器選定委員会による評価		本市の献立及び提供食数等に対応した、高機能厨房機器の提案となっているか (1) おいしい給食づくりに適した機器 (2) 限られた時間と人員で必要食数を調理できる機器 (3) 食材を衛生的に扱える機器 (4) 操作性や作業効率のよい機器 (5) 使用後の清掃がしやすい機器	120点
1	業務実績及び業務実施方針	(1) 業務実績(設計業者) (2) 有資格者数(設計業者) (3) 松本市学校給食センター再整備基本計画を踏まえた施設設計の考え方 (4) 設計の進め方、各社の連携、設計JVの役割分担、実施における市内業者の活用に関する提案	120点
2	敷地条件を考慮した土地利用計画	(1) 建物の配置と敷地全体計画 (2) 近隣住宅・施設への配慮 (3) 工事中の安全対策 (4) 全体工程計画	120点
3	建物全体計画(施設全体の計画)	(1) 施設全体の計画(1階、2階の考え方)とその提案理由 (2) 諸室の配置、動線計画 (3) 食育の推進に活用できる施設提案	240点

		(4) 食物アレルギー対応	
4	衛生管理・作業環境・調理能力	(1) 学校給食衛生管理基準の遵守 (2) 働きやすい作業環境の整備 (3) 厨房機器の能力・作業性 (4) おいしい給食づくりに向けた施設整備	240点
5	環境配慮・コスト低減（施設及び厨房機器）	(1) 環境負荷低減に向けた取組 (2) 熱源の選択とその理由 (3) イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンスコストを抑える方法の提案 (4) 「概算施設整備費、厨房機器の見積額」とその妥当性	200点
6	その他	(1) 災害対応機能 (2) 食器・食缶のコンテナ積載の考え方と必要なコンテナ台数	40点
合 計			1,080点

(最低提案見積額／当該提案見積額) × 120 点	120 点
価格評価 合計	120 点

- (4) 審査結果については、審査委員会終了後速やかに公表するとともに、すべての参加者（代表者）に対して参加申込書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで次のとおり審査結果等を通知する。

10 事務局

〒390-0316 松本市原 7-1

松本市教育委員会学校給食課東部学校給食センター：谷知、田中

電話：0263-45-1120（直通） F A X：0263-45-1140

E-mail：kyusyoku@city.matsumoto.lg.jp

市ホームページ：https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/100/